

一般財団法人高山市福祉サービス公社
個人情報保護規程

一般財団法人高山市福祉サービス公社個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人高山市福祉サービス公社（以下「公社」という。）が保有する個人情報の保護及び適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるとともに、自己に関する個人情報の開示及び訂正等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）及び個人識別符号が含まれるものをいう。
- (2) 個人識別符号 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。
- (3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 要配慮個人情報 個人情報保護法第2条第3項に規定する本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報をいう。
- (5) 個人情報データベース等 個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報データベース等をいう。
- (6) 個人データ 個人データベース等を構成する個人情報をいう。
- (7) 役職員等 公社の役員、評議員、職員、短時間職員、登録ヘルパー等をいう。
- (8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(公社等の責務)

第3条 公社は、すべての事業において個人情報の保護に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 公社は、その役職員等に個人情報の保護の重要性を認識させ、個人情報の適正な管理に努めるものとする。
- 3 役職員等は、個人情報をみだりに他に漏らし、又は業務以外の目的で持ち出し、若しくは不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集等の制限)

第4条 公社は、個人情報の収集、保管及び利用（以下「収集等」という。）に当たっては、あらかじめ利用目的を特定し、その業務の目的達成に必要な最小限度の範囲内で行わなければならない。

- 2 公社は、業務の執行上特に必要であり、かつ、欠くことができないと認められる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報の収集等をしてはならない。

(直接収集)

第5条 社は、個人情報を収集しようとするときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 公表されている事実であるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、精神上の障害等の事由により、本人から収集することができないとき。
- (6) 争訟、選考、指導等の業務で、本人から収集したのでは、その業務の目的を達成し得ないとき又はその業務の適正な執行に支障が生じると認められたとき。
- (7) 国又は地方公共団体からの受託業務において、委託元から収集することが、やむを得ないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本人以外のものから収集することに相当な理由があると認められるとき。

2 社は、前項第4号から第8号までの規定に基づき個人情報を本人以外のものから収集した場合で、特に必要があると認めるときは、当該本人にその旨を通知するものとする。

3 本人又はその代理人が申請行為その他これに類する行為を行った場合は、第1項の規定により収集したものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第6条 社は、保有している個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）について、個人情報の収集等の目的を超えた利用（以下「目的外利用」という。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用をすることができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 公表されている事実があるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用又は提供することに相当な理由があると認められるとき。

2 社は、個人情報の収集等の目的を超えて、社以外の第三者に個人情報の提供（以下「第三者提供」という。）を行ってはならない。ただし、前項各号のいずれかに該当するときは、第三者提供をすることができる。

3 社は、目的外利用又は第三者提供をすることにより本人又は第三者の基本的権利を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、目的外利用又は第三者提供をしてはならない。

4 社は、第1項第4号若しくは第5号又は第2項の規定により目的外利用又は第三者提供をした場合で、特に必要があると認めるときは、当該本人にその旨を通知するものとする。

5 社は、第三者提供をする場合においては、提供を受けるものに対して、次に掲げる事項を含む当該個人情報の使用目的及び使用方法について制限を課し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。

- (1) 秘密保持の義務
- (2) 申請目的以外の利用の禁止
- (3) 承認を受けたもの以外への提供禁止
- (4) 複写又は複製の禁止
- (5) 利用期間終了後の返還義務又は廃棄義務
- (6) 事故発生時における報告義務
- (7) その他個人情報の保護に関し、公社が特に必要とする事項

6 公社は、個人データを第三者に提供したときは、次の各号の項目を記録しなければならない。

- (1) 当該個人データを提供した年月日
- (2) 当該第三者の氏名又は名称その他当該第三者を特定するに足りる事項
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他当該本人を特定するに足りる事項
- (4) 当該個人データの項目

7 公社は、第三者からデータの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第6条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

8 公社は、前項に基づく確認を行ったときは、次の各号の項目を記録しなければならない。

- (1) 当該個人データの提供を受けた年月日
- (2) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (3) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- (4) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他当該本人を特定するに足りる事項
- (5) 当該個人データの項目

(特定個人情報の利用及び提供の制限)

第7条 公社は、保有している特定個人情報について目的外使用を行ってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有している特定個人情報について目的外利用をすることができる。

3 公社は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

4 前項までに掲げるもののほか、特定個人情報の取扱いについては別に定める。

(適正な管理)

第8条 公社は、個人情報の収集等をするときは、個人情報の管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を常に正確かつ最新のものとする。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (3) 不必要となった個人情報については、速やかに廃棄又は消去をすること。

(電子計算組織の結合)

第9条 公社は、公社が管理する電子計算組織を公社以外のものが管理する電子計算組織と通信回線等により結合するときは、個人情報の保護について必要な措置を講じるものとする。

(自己情報の開示等の請求)

第10条 何人も、公社が有している自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の閲覧又は写しの交付（以下「開示」という）を公社に対して請求することができる。

2 公社は、開示の請求に係る自己情報が次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより、開示することができないとされているもの
- (2) 第1項に規定する開示を請求した者以外の情報が含まれる情報であって、開示することにより、当該開示を請求した者以外の者の正当な権利利益を害すると認められるもの
- (3) 個人の診断、判定、指導、相談、選考、推薦その他個人に対する評価又は判断に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの
- (4) 犯罪の予防、犯罪の捜査、個人の生命、身体及び財産等の保護その他公共の安全と秩序の維持の確保のため、開示しないことが必要と認められるもの
- (5) 国、地方公共団体その他公共団体の機関（以下「国等」という。）からの協議又は依頼等に基づいて公社が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、公社と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (6) 公社又は国等が行う検査、監査、取締り等の計画及び実施要領、争訟又は交渉の方針、試験の問題その他の業務の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

3 公社は、個人情報に前項各号のいずれかに該当する自己情報とそれ以外の自己情報とが併せて記録されている場合において、これらの部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、同項各号のいずれかに該当する部分を除いて、開示しなければならない。

(訂正又は削除の請求)

第11条 何人も、保有している自己情報に誤りがあると認めるとき又は不完全であると認めるときは、公社に対して当該自己情報の全部又は一部の訂正（追加又は削除を含む。以下「訂正等」という。）を請求することができる。

(請求の手續)

第12条 前2条に定める請求をしようとする者（以下「請求者」という。）は、公社に対して、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公社が定める事項

2 前条に定める訂正等の請求をしようとするときは、前項に規定する請求書のほか、当該訂正等の内容が事実と合致することを証する書類を提示又は提出しなければならない。

(法定代理人による請求)

第13条 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報に係る請求にあつては、未成年

年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下同じ。) は、法定代理人であることを明らかにして、本人に代わって第10条第1項に規定する開示、第11条に規定する訂正等の請求をすることができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第14条 公社は、開示の請求に係る個人情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、第10条第2項の規定により保護される利益が同項各号に掲げる非開示の自己情報を開示した場合と同様に害されることとなると認められるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、開示の請求を拒否することができる。

(利用等の停止)

第15条 公社は、第11条の規定により自己情報の訂正等の請求があったときは、次条の規定による決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用、第三者提供若しくは提供を停止しなければならない。ただし、停止により公社の正当な業務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。

(開示、訂正等の決定)

第16条 公社は、第12条の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から起算して、開示の請求にあつては15日以内に、訂正等の請求にあつては30日以内に当該請求に対する諾否の決定をしなければならない。

2 公社は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書の提出があった日から起算して、開示の請求にあつては30日を、訂正等の請求にあつては60日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、公社は、延長する旨及びその理由を、請求者に対し速やかに書面により通知しなければならない。

3 公社は、第1項の決定をしたときは、請求者に対して当該決定内容を書面により速やかに通知しなければならない。ただし、当該請求書の提出のあった日に、請求に係る自己情報の開示を決定し、当該自己情報を開示するときは、この限りでない。

4 公社は、前項の場合において、当該請求に係る自己情報の開示又は訂正等をしない旨の決定(第10条第3項の規定により開示の請求に係る自己情報の一部を開示しないこととする場合の当該決定を含む。)をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該書面にその期日を併せて記載しなければならない。

(開示、訂正等の実施)

第17条 公社は、自己情報の開示を決定したときは、前条第3項に規定する通知により指定する日時及び場所で、請求者に当該自己情報を開示しなければならない。

2 公社は、自己情報を閲覧させることにより当該自己情報が汚損され、又は破損するおそれがあるとき、第10条第3項の規定による自己情報の部分開示をするときその他やむを得ない理由があるときは、当該自己情報の写しにより開示することができる。

3 公社は、自己情報の訂正等を決定したときは、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

(異議の申出)

第18条 開示又は訂正等の請求者は、第16条で定める開示又は訂正等の決定について不服があるときは公社に対して書面により異議の申出(以下「異議申出」という。)をすることができる。

2 前項の異議申出は、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。

3 第1項の異議申出があった場合は、公社は、当該異議申出の対象となった決定について再度検討を行ったうえ、当該異議申出についての回答を書面により行うものとする。

(費用の負担)

第19条 自己情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を、次の各号に応じ、当該各号に定める額を負担しなければならない。ただし、経済的困難により当該費用を納付する資力がないと認めるときは、当該費用を免除することができる。

(1) 電子複写機(単色刷り)により作成する場合 写し1枚につき10円(日本工業規格A3、A4、B4又はB5に限る。)

(2) 複写委託契約により作成を委託する場合 写し1件につき当該委託契約で定める額

(3) 電磁的記録、フィルムその他の媒体の複製 当該複製に要する実費

(4) 送付に要する費用 当該送付に要する実費

(苦情の申出)

第20条 公社は、個人情報の収集等に関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

(委託に伴う措置)

第21条 公社は、個人情報の処理を含む業務の全部又は一部を外部に委託するときは、契約書等に次に掲げる事項を明記するものとする。ただし、業務の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1) 秘密保持の義務

(2) 再委託の禁止又は制限

(3) 受託目的以外の利用の禁止

(4) 第三者への提供の禁止

(5) 複写又は複製の禁止

(6) 委託期間終了後の返還義務

(7) 公社の監査に応じる義務

(8) 事故発生時における報告義務

(9) 前各号に掲げる事項に違反した場合における契約解除等に関する事項及び損害賠償に関する事項

(受託者等の責務)

第22条 公社から個人情報に係る業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、当該受託業務の範囲内で、個人情報の保護について公社と同様の義務を負うものとする。

2 受託者若しくは受託者であった者又は受託者の業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該受託業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(他の制度との調整)

第23条 他の法令等の規定により個人情報（特定個人情報を除く。）の開示又は訂正等の手続が別に定められている場合は、その定めるところによるものとする。

(委任)

第24条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程は、施行日以降に役職員等が作成し、又は取得した文書等に記録されている個人情報について適用し、同日前の個人情報の開示申出については、この規程に準じてその都度理事長が決定する。

附 則

この規程は、一般財団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程の施行日前に行われた個人情報の開示又は訂正等の申出については、この規程に準じてその都度理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。